

更別村農業委員会議事録

令和2年 第3回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和2年3月13日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和2年3月13日（13時22分開会、14時32分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	大 地 惠 子
出席	1	委員	山 中 賢 一	出席	7	委員	塩 田 孝 弘
出席	2	委員	日 光 富 男	出席	8	委員	九 々 昌 弘
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	赤 澤 正 信
出席	4	委員	日 崎 克 彦	出席	10	委員	及 川 政 人
出席	5	委員	河 瀬 達 也	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

1番 山中委員 2番 日光委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 浩二 農地係長 河原 崇行

(6) 議 件

報告第1号 農業者年金業務処理状況について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

- ① 令和2年度年間行事予定表について
- ② 令和2年第4回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 それでは皆様お疲れ様です。定刻早いですけどもお集まりになりましたので、ただ今から令和2年第3回更別村農業委員会定例総会の方開催致します。

本日の出席委員は12名であります。会議規則で定めます定足数に達しておりますので、総会の方は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第3回の定例会ということで、定刻前にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

世の中ですが、先月からにわかに新型コロナウイルスですか、その感染の拡大が広まりつつあり、今なお先行きが不透明な状況にあります。また、身近な生活はもとより、世界中を巻き込んだ経済の停滞が確実に始まっております。そんな中ではありますが、何とか自分の生活をそれぞれが維持していきたいと思っております。

本日ですが、報告事項4件、議案6件となっておりますが、慎重審議の程お願い致しまして開会の挨拶と致します。よろしく申し上げます。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。1番 山中委員、2番 日光代理、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは早速議件に入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明を致します。2月の定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今事務局より報告がありました。この件につきまして何かご質問があればお願いします。

(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。2月の議案調製以降に届出のありました、農地、採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

1件目です。(報告案件朗読)

続きまして2件目です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今2件の届出の報告がありました。この件についてご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければよろしいですか？

(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第3号、農地法第6条第1

項の規定による農地所有適格法人の定期報告について報告お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。2月の総会議案の調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。

(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありました、この件につきましてご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ移ります。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明を致します。

2月の定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するものです。賃貸借3件のあっせんが成立しております。

それでは1件目です。(報告案件朗読)

次の頁へ参ります。2件目です。(報告案件朗読)

3件目です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今3件の賃貸のあっせんの報告がありました。最初の1件目、2件目、あっせん委員長を行われました九々委員より報告お願い致します。

【九々委員】 2月13日にあっせん委員会を行いまして、内容は今説明されたとおりであります。

【議長】 次、3件目、賃借人がAの件ですが、あっせん委員長を務められました山中委員の方より報告お願い致します。

【山中委員】 2月20日にあっせん委員会を開催致しました。私、日崎委員、河瀬委員、

宍戸委員で開催致しまして、内容につきましては事務局の報告どおりでございます。

【議長】 ただ今それぞれのあっせん委員長、並びに事務局から報告があった訳ですが、この件につきましてご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 これで報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議長】 これより議案の方へ入らせていただきます。議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の成立状況確認について説明を致します。2 件の賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

1 件目です。(議案朗読)

解約後なんです、改めて農地法 3 条の許可申請の方出されております。

それでは 2 件目です。(議案朗読)

解約後ですが、こちらは売買のあっせん申出が改めて出されてございます。

【議長】 ただ今事務局より説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？
(「ありません」の声)

【議長】 なければこの内容で承認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

(6) 議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第2号へ移ります。農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を致します。利用権設定1件の申請につきまして、許可してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案の資料の方お願い致します。議案資料1頁からになります。まず1頁に申請地の図面の方付けてございます。1枚資料めくっていただきまして、資料2頁から申請書の写し付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分なのですが、これは3頁の方になります。3頁の左上に表が載ってございます。この表に借主Bとその世帯員の方が有する現在の経営面積の方載っております。下限面積の2haに達していることが分かるかと思えます。続きまして今の表の下にいきまして、「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、1枚めくっていただきまして、4頁です。4頁、左側しかありませんが、この左側の中程になります、「10 周辺地域との関係」。ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力、これらで全ての農地について効率的に耕作の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

現地確認については担当委員をお願いをしております。

【議長】 それではこの件につきまして、現地確認いただきました塩田委員より報告お願い致します。

【塩田委員】 3月7日に現地確認に行ってきました。現状積雪があるということで、航空写真と照らし合わせて確認してきました。農地として使われていると思われま。

【議長】 これを踏まえてこれから審議に入っていただく訳ですが、しばし議案の資料の方目を通していただきたいと思えますのでよろしくお願い致します。

(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか？凡そ目を通していただけたでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それではこの資料も含め、ご意見ご質問があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？ご意見ご質問等ありませんか？
（「ありません」の声）

【議長】 なければこの内容で許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議長】 それでは許可するものと致します。

(7) 議案第3号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 次、議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第3号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明を致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1件目です。（議案朗読）

議案資料をお願い致します。資料は5頁になります。5頁にまず変更箇所的位置図付けております。中央辺りの斜線の小さい部分ですが、斜線の部分になります。資料1枚めくっていただきまして、6頁です。6頁に利用計画図ということで図面付けております。建設予定の格納庫の北側の一部ですね、建物の右上部分になりますが三角のところですが、この一部が農用地区域にかかるということで、この部分の用途を変更しようとするものです。

あとですね、周囲の状況ちょっと分かりづらいと思いますので、別綴じで航空写真付けております。2枚物、ホチキス止めしてあります。航空写真付けておりますので、こちら1枚目を確認いただきたいと思います。

それでは議案に戻らせていただきます。議案の方戻っていただきまして、2件目参ります。（議案朗読）

ちょっと行ったり来たりで申訳ないんですが、また議案の資料お願い致します。資料今度は7頁になります。資料7頁に変更箇所的位置図付けております。7頁の中央のやや下辺りなんですけども、分かりづらいんですが斜線引いた部分があります。●●の●●と書いてあるところになります。資料少し飛びますが、11頁お願いしたいと思います。資料11頁です。11頁の方に、こちらにも利用計画図というものを付けております。1件目と同

じく格納庫の一部が農用地区域にかかることで用途を変更しようとするものです。●●の●●と書いてある部分になります。

航空写真の方は2枚目にここの図面付けておりますので、こちらもご参照をお願い致します。

以上2件につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なおですね、2件目につきましてはこのあと議案4号の方で転用許可の申請が出て参ります。1件目なんですけども、農地法の規定によりまして2a未満、200㎡未満の農地転用は許可不要となっております。許可不要ですので以後議案としては出て参りません。この農業振興計画の用途変更が決定、公告され次第着手が可能となります。1件目についてはそういうことをご理解をお願い致します。

【議 長】 ただ今事務局より説明がありました、今回2件の農業振興地域整備計画の変更について説明がありました。この2件につきまして、それぞれご意見ご質問があればお願い致します。

ただ今2件ありますが、そのうちの1件、Cから申請があったところです。この件につきましてとりあえずご審議いただいて、2件目のDの件につきましてはこのあと4号議案にも関わってきますのでここは置いておいて、まず所有者Cの件につきましてご意見等がありましたらお願い致します。

(「ありません」の声)

【議 長】 なければこの内容で進めても良いでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 この内容で回答致します。

(8) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議 長】 それでは次、第4号議案へ移らせていただきます。農地法第4条の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第4号の説明を致します。農地法4条の規定による許可申請に対しまして許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料の方に移ります。議案資料8頁になります。まず資料の8頁に

申請地の位置図を付けてございます。図面の中央辺りの斜線の箇所なんです、お気づきかとは思いますが議案3号の農振の用途の変更の方、そこらは●●の●●の1筆だけでした。議案4号の転用の申請の方では●●番●●を加えて2筆の申請になっております。この●●番●●につきましては農業振興地域の用途区分が既に農業用施設用地でありまして議案3号の方で変更の審議の必要がありませんでしたので、3号の方はそれを除いてございます。4号の方はこの2筆を併せて転用の申請が出てきておりますのでご理解をお願いします。

資料続きまして9頁からです。9頁からは許可申請書の写しを付けております。9頁の左下をご覧くださいと思います。「2 転用計画」とありまして、(2)に「転用事由の詳細」が記載されておりますので読み上げます。「事業の拡張に伴い格納庫の建築を計画をしました。宅地の敷地にはスペースがないため既設格納庫並びの西側に作業効率を考慮し箇所を選定したので許可を願いたい。」ということでもあります。9頁、今度右上に行きまして、右上(3)でございます。表が載っております、この表の中に工事期間、それぞれの施設等の面積載っております。その下の(4)飛ばしまして、「3 資金調達についての計画」ということで資金計画の方掲載されてございます。

資料また1枚めくっていただきまして、11頁は先程も見ていただきました利用計画図になります。格納庫の大部分が●●番●●の方にかかりまして、●●の●●の方は格納庫の一部と、あと通路、作業スペース等が配置されております。既設の格納庫側からの大型の機械の通行ですとか旋回、作業、機械の据え置きなど考慮しますと必要な面積と考えてございます。

また資料1枚めくっていただきたいと思えます。資料1枚めくっていただきまして、角度が変わってしまうんですけども、12、13頁お願い致します。これまで転用申請のときにはこの表付けていなかったんですが、「農地転用許可申請に係る審査表」ということで今回付けております。転用許可を行うときは二つの基準あるんですが、「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっております。どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用の許可はできないということになっております。今までなんですけども申請のあった都度事務局段階でこの表作成して確認はしていたんですが、農業会議の研修会の方でこの二つの基準の許可要件を総会で確認するよう説明を受けましたので、今回からこの審査表の方付けさせていただきます。これによりまして要件の確認をしていただきたいと思えます。併せてですね、また別に資料、1枚物の資料用意しているんですけども、1枚物の片面刷の横判と言ったら良いんでしょうか、左上に白抜きの文字で「農地の転用許可制度について」と書いてある資料なんですけども、この1枚物の資料と12、13頁の資料の方、併せてご覧いただきたいと思えます。

まず資料12頁の方ですが、上からタイトルの下に「1 立地基準」と書いてございます。(1)がありまして表載っておりますが、表の上から「農

用地区域内農地」、次に「甲種農地」、次「第1種」「第2種」「第3種」と、五つの区分の農地が載っております。その中で一番上の農用地区域内農地の右側の「該当」という欄に○を付けてございます。1枚物の資料の方今度ご覧いただきたいんですが、左側に同じ農地の区分五つ書いてございます。一番上に「農用地」と縦書きしてありますが、この農用地、ずっと右側見ていきますと矢印書いてございます。矢印の先に括弧書で原則不許可と示されております。農用地区域内の農地については原則転用不許可です。なんですが、括弧書の下に例外的に許可できる場合ということで農業用施設と書いてございます。また資料12頁の方に戻っていただきたいんですが、さっきの(1)の次に「(2)上記により判断した理由」ということで書いてあります。中読みます。「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の土地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」と書いてございます。続いてその下、1の(3)ですが「申請地以外に代替地がないと判断した理由」ということで書いてあります。これも読み上げます。「現在の宅地内には建築可能な土地が存在しないことから、既存の農業用施設と隣接し作業効率が図られる当該地を選定したことはやむを得ない。」と書いてございます。これによりまして、立地基準の方については満たしていると考えてございます。

次に資料13頁です。13頁「2一般基準」と書いてございます。こちら細かい説明は省略致しますが、(1)から(4)まで表載っております。それぞれ表の中にいろんな項目が書いてありまして、表の中に「可否」という欄がございます。それぞれ可もしくは該当無ということで横棒引いてございますが、可もしくは該当無と判断しまして一般基準についても満たしていると考えてございます。1枚物の資料の右側半分にも同じ一般基準の内容が書いてございますのでご参照お願い致します。

申請の内容、それと今説明しました二つの基準、これらに照らしまして転用の方は問題ないものと考えております。

今回の件は、転用の許可自体は農業振興地域の整備計画、こちらが変更決定されて公告されてからとなりますので、本日は許可に相当するかどうか、それと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案3号の農振の用途変更の件と併せて審議の方をお願い致します。

本件については農業会議の意見聴取の対象にはなりませんので申し添えます。

現地確認につきましては、担当委員にお願いをしております。

【議長】 それではまず現地確認いただいた塩田委員の方より報告お願い致します。

【塩田委員】 3月6日に現地の方確認してきました。それと昨年11月の末に申請者本人から今回の申請の話がありまして、その時にも確認させてもらいまし

た。申請内容について適正な範囲内の転用だと思います。

【議長】 ただ今塩田委員の報告もありましたが、これを踏まえて転用許可申請に対してまず分からない点というかご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 いかがでしょうか？質問がなければ意見も含めてお願い致します。
(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければ3号議案と併せて審議の方へ移ってもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 先程の3号議案の方でありました意見の方で、異議無としてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは4号議案と照らし合わせて、まず許可相当としてよろしいかという確認が1点。そのあと許可して良いかということで分けて審議いただきます。まず許可相当としてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可相当とするものと致します。そのあと村が農業振興地域整備計画に係る決定公告を行った場合はそれも許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは双方許可するものと致します。

(9) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは議案第5号へ移ります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を致します。

基盤強化法に基づきまして村から決定を求められました利用権設定4件の農用地利用集積計画について決定してよろしいか審議をお願い致します。

それでは1件目です。(議案朗読)

次の頁へ参ります。2件目です。(議案朗読)

3件目です。(議案朗読)

4件目です。(議案朗読)

以上4件、集積計画に登載するためのものでありまして、基盤強化法第18条第3項で規定します各要件、基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらの要件については満たしていると考えております。

なお、道見会長につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして議事参与の制限がございます。該当案件審議の際は一時退室をお願い致します。その際なんです、同じく農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により日光会長職務代理者の方で議事の主宰をお願い致します。

【議長】 ただ今事務局から説明がございましたが、このたび4件の賃貸借の申請がございます。

まず1件目です。利用権の設定を受ける方がEであります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 次、2件目なんです、利用権を設定をする方がFの件であります、この件につきましては席を外させていただきますので日光代理の方からひとつよろしく申し上げます。

(道見会長退室)

【議長代理】 それではこの場で失礼致します。2件目の賃貸借権ですが、利用権の設定を受ける者がG、設定をする者がF。この件について決定をしてもよろしいかお諮りを致します。この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(道見会長入室)

【議長】 それでは3番目に移らせていただきます。利用権の設定を受ける方ですが、Hの件であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

次、4件目、利用権の設定を受ける方がAの件であります。この件につきましてご意見等があればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 いかがでしょうか？なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは4件全て決定したものと致します。

(10) 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明を致します。賃貸借2件、売買1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目です。(議案朗読)

議案の資料の方お願い致します。資料は14頁になります。14頁の方に申出地の図面を付けてございます。

こちらにつきましては従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

それでは議案の方に戻ります。議案の方に戻りまして2件目参ります。

(議案朗読)

ちょっと行ったり来たりで申訳ないんですが、また資料をお願い致します。資料は15頁になります。15頁に申出地の図面付けてございます。

それでは議案の方に戻ります。議案戻りまして 3 件目に参ります。(議案朗読)

また資料の方をお願い致します。資料最終頁です。最終 16 頁に申出地の図面を付けてございます。

【議 長】 ただ今事務局より説明があったとおり、このたび賃貸借 2 件、売買 1 件のあっせんの申出がありました。この申出につきまして、あっせんを行ってもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それと併せまして 1 件目なんですが、I の申出によるものですが、この件につきましては従前と変わらないので書類あっせんを進めてもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではあっせん委員の方を選ばせていただきたいと思います。
1 件目の I から申出があった件であります。山中委員、河瀬委員、九々委員、福田委員でお願いしたいと思います。取りまとめ、山中委員ですが、あっせん委員会ですが本日の定例会終了後でもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではその方向で進めさせていただきます。
次、2 件目になります。あっせん申出者、J の件であります。こちらのあっせん委員も選ばせていただきます。日崎委員、宍戸委員、塩田委員、及川委員。取りまとめ、日崎委員お願いしたいと思います。
次、3 件目、K から申出があった、これは売買の申出になります。こちらですが、塩田委員、日崎委員、宍戸委員、及川委員。取りまとめを塩田委員にお願いしたいんですが、日程の調整を行いたいと思うんですが、よろしくお願い致します。

※日崎委員、塩田委員取りまとめによりあっせん委員会の日程調整(現地調査有)

【議 長】 それでは 30 日、9 時ということをお願いします。
以上で議案の方は全て終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 令和 2 年度年間行事予定表について

【議 長】 それではその他の方へ移らさせていただきます。まず 1 点目、令和 2 年度

年間行事予定表について説明お願い致します。

※別紙により配布

(2) 令和2年 第4回農業委員会定例総会について

※第4回定例総会は、4月13日（月）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは第3回の定例会ですが、それぞれ慎重なる審議をいただきまして大変ありがとうございます。

先月から今月にかけてにわかには積雪が重なり、帳尻合わせのように雪も積もりました。併せてその後の降水というか雨で川が溢れたりしております。

それぞれ春耕期も目前に控え、融雪作業やビートの育苗等もあるかと思えます。どうか怪我に十分注意され、それぞれ作業にあたっていただきたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。